

薬生発0328第7号  
平成29年3月28日

各都道府県知事殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公印省略)

都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件について

「都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件」(平成29年厚生労働省告示第90号)が告示され、平成29年4月1日から適用されることとなつたため、貴管下関係業者に対して周知を図るとともに、円滑な事務処理が行われるよう特段の配慮をお願いいたします。

記

1 告示の改正の趣旨及び主な内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)第80条第2項第5号の規定に基づき都道府県知事に承認の権限が委任されている医薬部外品のうちビタミン含有保健剤について、その委任の範囲を次のとおり改正したこと。

(1) 剤形

剤形にゼリー状ドロップ剤を追加したこと。

(2) 効能及び効果の範囲

効能及び効果の範囲を次のとおりとし、又はエを承認する場合は、申請に基づき効能及び効果の具体例(別添別表第十三の二参照)を併せて承認することを可能としたこと。

ア 体力、身体抵抗力又は集中力の維持・改善

イ 疲労の回復・予防

ウ 虚弱体質(加齢による身体虚弱を含む。)に伴う身体不調の改善・予防

エ 日常生活における栄養不良に伴う身体不調の改善・予防

オ 病中病後の体力低下時、発熱を伴う消耗性疾患時、食欲不振時、妊娠授乳期又は産前産後等の栄養補給

(3) その他

日本薬局方の改正等に伴い、所要の規定の整備を行ったこと。

2 留意事項

今回の改正を踏まえたビタミン含有保健剤の承認申請の取扱い上の留意点等については、別途通知する。

|                  |              |
|------------------|--------------|
| 受<br>理<br>日<br>付 | 平<br>29.3.28 |
| 承<br>認<br>第<br>号 | ○○ 大阪府       |





(注) 3 中「硝酸又は塩酸チアミン」を「チアミン塩化物塩酸塩又はチアミン硝化物」に改め、(注) 4 中「塩酸ジセチアミン」を「セトチアミン塩酸塩水和物」に、「塩酸チアミン」を「チアミン塩化物塩酸塩」に改め、(注) 5 中「塩酸フルスルチアミン」を「フルスルチアミン塩酸塩」に改め、(注) 7 中「リノ酸リボフラビンナトリウム」を「リボフラビンリノ酸エヌステルナトリウム」に改め、(注) 8 中「酢酸レチノール、パルミチン酸レチノール、ビタミンA油」を「ビタミンA油、レチノール酢酸エヌステル、レチノールパルミチン酸エヌステル」に改め、(注) 10 中「コハク酸d1-α-トコフェロールカルシウム」を「トコフェロールコハク酸エヌステルカルシウム」に改め、(注) 11 中「酢酸ヒドロキソ

|         |        |         |        |        |
|---------|--------|---------|--------|--------|
| サンヤク    | サフラン   | 粉末の場合   | 二七 mg  |        |
| シゴカ     | エキスの場合 | 三〇 mg   | エキスの場合 | 三mg    |
| シャクヤク   | エキスの場合 | 八〇〇 mg  | エキスの場合 | 八〇 mg  |
| シゴカ     | 粉末の場合  | 三〇 mg   | 粉末の場合  | 三mg    |
| シャクヤク   | エキスの場合 | 一〇〇〇 mg | エキスの場合 | 二〇〇 mg |
| シゴカ     | エキスの場合 | 一一〇 mg  | エキスの場合 | 一二 mg  |
| シゴカ     | 粉末の場合  | 四七・五 mg | 粉末の場合  | 四 mg   |
| エキス     | エキスの場合 | 一〇〇〇 mg | エキスの場合 | 一〇〇 mg |
| エキス     | エキスの場合 | 一〇〇〇 mg | エキスの場合 | 一〇〇 mg |
| エキス     | エキスの場合 | 一五〇 mg  | エキスの場合 | 一五 mg  |
| エキス     | エキスの場合 | 七五〇 mg  | エキスの場合 | 七五 mg  |
| エキス     | 粉末の場合  | 五〇 ng   | エキスの場合 | 五 mg   |
| エキス     | エキスの場合 | 一〇〇 mg  | エキスの場合 | 一〇 mg  |
| エキス     | エキスの場合 | 六〇〇 mg  | エキスの場合 | 六〇 mg  |
| エキス     | 粉末の場合  | 三〇〇 mg  | エキスの場合 | 三〇 mg  |
| エキス     | 粉末の場合  | 五〇〇 mg  | エキスの場合 | 五 mg   |
| エキス     | エキスの場合 | 六〇〇〇 mg | エキスの場合 | 六〇〇 mg |
| エキス     | 粉末の場合  | 五〇〇 mg  | エキスの場合 | 五〇 mg  |
| エキス     | エキスの場合 | 一・五 g   | エキスの場合 | 〇・三 g  |
| エキス     | 粉末の場合  | 四〇〇 mg  | エキスの場合 | 四〇 mg  |
| エキス     | エキスの場合 | 五五〇 mg  | エキスの場合 | 五五 mg  |
| エキス     | 粉末の場合  | 三〇〇 mg  | エキスの場合 | 三〇 mg  |
| エキス     | エキスの場合 | 七五〇 mg  | エキスの場合 | 七五 mg  |
| エキス     | 粉末の場合  | 三一・五 mg | 粉末の場合  | 三 mg   |
| エキス     | 粉末の場合  | 一〇〇 mg  | エキスの場合 | 一〇 mg  |
| エキス     | エキスの場合 | 一〇 g    | エキスの場合 | 一・〇 g  |
| リュウガニニク | ムイラプアマ | 粉末の場合   | 三 g    |        |
| ヤクチ     | モツコウ   | 粉末の場合   | 三〇〇 mg |        |
| ヨクイニン   | ブクリヨウ  | 粉末の場合   | 五〇〇 mg |        |
| ローヤルゼリー |        | 粉末の場合   | 五〇 mg  |        |

「バラミン」を「ヒドロキソコバラミン酢酸塩」に改め、(注) 13中「グルコン酸カルシウム」を「グルコン酸カルシウム水和物」に、「乳酸カルシウム、リン酸水素カルシウム及び無水リン酸水素カルシウム」を「乳酸カルシウム水和物、無水リン酸水素カルシウム及びリン酸水素カルシウム水和物」に改める。  
則表第十三の次に次の表を加える。

|                      |      |  |
|----------------------|------|--|
| X                    | XI   | (注) 別表第十三のXのJ項に掲げる有効成分又は同表のXIに掲げる有効成分のうちガラナを配合する場合には、別表第十三の二の規定にかかわらず、「寝付きが悪い、眠りが浅い、目覚めが悪い」を効能及び効果としない。  |
| 一日酔いに伴う食欲の低下、<br>だるさ | 目の疲れ | 表のIに掲げる有効成分、表のXのA項に掲げる有効成分のうち、カルニチン・塩化物、ジクロロ酢酸ジイソ・ロビオニン・ジカルバウリン・L-トレオニン若しくはDL-メチオニン若しくはB項、C項若しくはH項に掲げる有効成分若しくはK項に掲げる有効成分のうちデヒドロコール酸又は表のXIに掲げる有効成分のうちウイキョウ・サンダナ・サントリシジン・ケイソウ・サンデンビ・シゴカ・シユクシャ・ショウキョウ・タインソウ・タインジン若しくはニンニク |

